

○茨城県警察重要経済安保情報の保護に関する要綱の制定について

令和7年6月18日

通達甲公第20号警察本部長

本部内各部課長
警察学校長
各警察署長

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号）の施行に伴い、茨城県警察における重要経済安保情報の保護に必要な措置を講ずるため、この度、別添のとおり新たに茨城県警察重要経済安保情報の保護に関する要綱を制定したので、適切な運用に努められたい。

別添

茨城県警察重要経済安保情報の保護に関する要綱

第1 趣旨

- 1 この要綱は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「法」という。）第3条第1項により指定された重要経済安保情報（以下単に「重要経済安保情報」という。）を適切に保護するために必要な事項を定める。
- 2 茨城県警察における重要経済安保情報の保護に関しては、法、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和7年政令第26号。以下「令」という。）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定。以下「運用基準」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 重要経済安保情報管理者

令第12条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する令第11条第1項第1号に規定する重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者（以下「重要経済安保情報管理者」という。）は、警備部長をもって充てる。

第3 保全責任者等

- 1 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護に関する業務を補助させる者（以下「保全責任者」という。）を指名するものとする。
- 2 保全責任者は、重要経済安保情報管理者の管理する重要経済安保情報文書等（令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、必要と認めるときは、保全責任者の補助者（5において「保全責任者補助者」という。）を指名することができる。

重要経済安保情報管理者は、保全責任者が不在であることその他の理由により、その職務を行うことができないときは、臨時にその職務を代行する職員（5において「臨時代行職員」という。）を指名することができる。

- 5 保全責任者、保全責任者補助者及び臨時代行職員は、法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者でなければならない。

第4 職員の範囲の制限

- 1 法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定は、係単位又は官職単位で行う方法その他その取扱いの業務の実情に応じた方法により行い、その範囲は当該重要経済安保情報を知得させる必要性を考慮して必要最小限にとどめるものとする。
- 2 重要経済安保情報管理者は、1の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を含む。第7の2、第8の2、第9の1の後段及び2の後段、第11の3の後段及び4の後段並びに第12の2の後段及び3の後段を除き、以下同じ。）に記載しておくものとする。

第5 保全教育

- 1 重要経済安保情報管理者は、職員に対し重要経済安保情報を適切に保護するために必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を実施するものとする。
- 2 1の教育は、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が少なくとも年1回受講することができるように実施するものとする。ただし、必要な場合は、当該教育を臨時に実施するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、新たに重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされる職員に対して、その取扱いの業務を行う前に、1の教育を受講させるように努めるものとする。

第6 重要経済安保情報の表示の方法

- 1 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「重要経済安保情報表示」という。）は、保全責任者が、次に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各事項に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画
その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色（やむを得ない場合には、赤色以外の色。以下同じ。）で表示すること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該部分を明らかにした上で、当該部分に表示すること。
 - (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録
当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるように表示すること。
 - (3) 重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件

その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報」の文字及び枠を赤色で表示すること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該部分に表示すること。

- 2 重要経済安保情報表示を重要経済安保情報を記録する文書又は図画に表示する場合において、当該文書又は図画が冊子の一部であるときは、当該冊子の表紙に「重要経済安保情報文書」の文字を赤色で記載するものとする。ただし、当該表紙に重要経済安保情報表示がある場合は、この限りでない。
- 3 重要経済安保情報文書等を重要経済安保情報表示を含めて複製することにより作成したときは、重要経済安保情報表示をすることを要しない。2の規定による記載を含めて複製することにより作成した場合も、同様とする。
- 4 1の場合において、重要経済安保情報文書等に記録されている重要経済安保情報が外国の政府又は国際機関（4及び5において「外国の政府等」という。）との間の情報の保護に関する国際約束（第56及び第57において単に「情報の保護に関する国際約束」という。）に基づき提供された情報であるときは、重要経済安保情報表示に加え、1(1)から(3)までに定める方法と同様の方法で当該外国の政府等を示す表示をするものとする。ただし、重要経済安保情報である情報の性質上当該表示をすることが困難である場合は、この限りでない。
- 5 4の本文の規定にかかわらず、当該重要経済安保情報文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、4の本文の規定による表示をすることを要しない。
- 6 1(1)又は(3)に定めるところにより行う重要経済安保情報表示の寸法は、縦12ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合においては、この限りでない。

第7 通知の方法

- 1 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第2号の通知は、茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）が、重要経済安保情報の指定について（別記様式第1号）により行うものとする。
- 2 1の通知は、当該重要経済安保情報を取り扱う者に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

第8 周知の方法

- 1 重要経済安保情報管理者は、法第5条第2項の通知があつたときは、重要経済安保情報の指定について（別記様式第2号）により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（第7の1の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。
- 2 1の周知を書面により行う場合は、当該周知は、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員に当該書面を供覧させることにより行うものとし、作成する当該書面の数は、必要最小限にとどめるものとする。

第9 指定の有効期間の延長に伴う措置

- 1 令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、本部長が、重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第3号）により行うものとする。第7の2の規定は、この場合に準用する。
- 2 重要経済安保情報管理者は、令第8条第1号の規定による通知があつたときは、重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第4号）により、当該指定に係る

重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（1の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第8の2の規定は、この場合に準用する。

第10 重要経済安保情報表示の抹消

- 1 重要経済安保情報表示の抹消は、保全責任者が、次に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各事項に定める方法により行うものとする。
 - (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画
重要経済安保情報表示に、赤色の二重線を付すことその他これに準ずる確実な方法
 - (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録
当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示の「重要経済安保情報」の文字及び枠を認識することができないようにする方法
 - (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件
刻印によって重要経済安保情報表示をしているときは、当該表示に二重線を刻印すること、ラベルによって重要経済安保情報表示をしているときは、当該表示に赤色の二重線を付すことその他これらに準ずる確実な方法
- 2 1(1)に掲げる文書又は図画が第6の2の規定による記載をしたものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなったときは、同規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

第11 指定の有効期間の満了に伴う措置

- 1 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次に掲げる旧重要経済安保情報文書等（令第7条第1項第1号に規定する旧重要経済安保情報文書等をいう。）の区分に応じ、当該各事項に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 重要経済安保情報であった情報を記録する文書又は図画
抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。
 - (2) 重要経済安保情報であった情報を記録する電磁的記録
当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で共に認識することができるように表示すること。
 - (3) 重要経済安保情報であった情報を記録し、又は化体する物件
抹消した重要経済安保情報表示の傍らの見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法により「重要経済安保情報指定有効期間満了」の文字及び枠を赤色で表示すること。
- 2 1(1)又は(3)の定めるところにより行う指定有効期間満了表示の寸法は、縦18ミリメートル、横42ミリメートルを標準とする。ただし、他の寸法とすることに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定の有効期間の満了に伴う通知は、本部長が、重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（別記様式第5号）により行うものとする。第7の2の規定は、この場合に準用する。

重要経済安保情報管理者は、令第7条第1項第2号の規定による通知があったときは、重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（別記様式第6号）により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（3の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第8の2の規定は、この場合に準用する。

第12 指定の解除に伴う措置

- 1 第11の1及び2の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、第11の1中「重要経済安保情報指定有効期間満了」とあるのは、「重要経済安保情報指定解除」と読み替えるものとする。
- 2 指定の解除に伴う通知は、本部長が、重要経済安保情報の指定の解除について（別記様式第7号）により行うものとする。第7の2の規定は、この場合に準用する。
- 3 重要経済安保情報管理者は、令第10条第1項第2号の規定による通知があったときは、重要経済安保情報の指定の解除について（別記様式第8号）により、当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する職員（2の通知を受けた者を除く。）に周知するものとする。第8の2の規定は、この場合に準用する。

第13 取扱場所

重要経済安保情報の取扱い（重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）の運搬を除く。）は、執務室、会議室、重要経済安保情報文書等を保管する保管施設その他重要経済安保情報を適切に保護することが可能であるとして重要経済安保情報管理者が認めた場所において行うものとする。

第14 立入制限

- 1 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報が取り扱われる場所について、重要経済安保情報を適切に保護するため必要があると認めるときは、その場所への立入りを禁止するものとする。ただし、重要経済安保情報管理者の許可を受けた者は、この限りでない。
- 2 1の規定により立入りを禁止した場合は、重要経済安保情報管理者は、その場所に立ち入ってはならない旨の掲示を行うとともに、立入りを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第15 機器持込制限

- 1 重要経済安保情報管理者は、次に掲げる場所その他必要と認める場所について、携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、携帯情報端末、映像走査機、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する機器をいう。2において同じ。）の持込み（2及び3において「機器持込み」という。）を禁止するものとする。
 - (1) 第14の1の規定により立入りが禁止された場所
 - (2) 日常的に重要経済安保情報を取り扱う執務室（障壁等により物理的に隔離した区画においてのみ重要経済安保情報を取り扱う場合には当該区画に限る。）
 - (3) 重要経済安保情報を取り扱う会議を開催する会議室（当該会議の開催中に限る。）
 - (4) 重要経済安保情報文書等を保管する保管施設
- 2 職員は、1の規定による禁止がされた場所に機器持込みをしてはならない。ただし、保全責任者の許可を受けた者が保全責任者の許可を受けた携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合については、この限りでない。

重要経済安保情報管理者は、1の規定により機器持込みを禁止した場合には、その場所に機器持込みをしてはならない旨の掲示を行うとともに、機器持込みを防ぐために必要な措置を講ずるものとする。

第16 重要経済安保情報文書等の保管容器等

- 1 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）は、三段式文字盤鍵を備えた金庫又は鋼鉄製の箱その他の施錠可能で十分な強度を有する保管庫に保管するものとする。
- 2 重要経済安保情報文書等（文書又は図画に限る。）が他の文書（特定秘密文書等（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）第4条第1項に規定するものをいう。）を除く。2において同じ。）と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該重要経済安保情報文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、1の規定により保管するものとする。
- 3 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を記録する電子計算機及び可搬記憶媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器（第19の1において「記憶媒体」という。）のうち、可搬型のものをいう。第18の2及び4において同じ。）には、その盗難、紛失等を防止するため、電子計算機の端末をワイヤで固定することその他の必要な物理的措置を講ずるものとする。
- 4 1から3までの規定によることができない場合における重要経済安保情報文書等の保管は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

第17 重要経済安保情報の保護のための施設整備

重要経済安保情報管理者は、第16に定めるもののほか、重要経済安保情報文書等を保護するための施設設備について、間仕切りの設置、裁断機の設置その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。

第18 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等

- 1 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録は、インターネットに接続していない電子計算機であって、かつ、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の者が当該電磁的記録にアクセスすることを防止するために必要な措置が講じられたものとして重要経済安保情報管理者が認めたものにより取り扱うものとする。
- 2 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を1の電子計算機により取り扱う場合において、当該電磁的記録を可搬記憶媒体に記録したとき又は印刷したときは、可搬記憶媒体に記録したこと又は印刷したことの記録を保存するものとする。
- 3 1及び2に規定するもののほか、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）及び茨城県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成19年茨城県警察本部訓令第10号）を厳格に適用するとともに、最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。
- 4 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員は、重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録を電子計算機又は可搬記憶媒体に記録するときは、暗証番号の設定、暗号化その他の保護措置を講ずるものとする。

第19 重要経済安保情報文書等管理簿

- 1 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報文書等の作成（翻訳、複製並びに電磁的記録の記憶媒体への記録及び印刷を含む。第19及び第20において同じ。）、交付その

他の取扱いの状況を管理するための簿冊として重要経済安保情報文書等管理簿（別記様式第9号）を保全責任者ごとに備えるものとする。

- 2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等について、指定の整理番号、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号（重要経済安保情報文書等ごとに付する一連番号をいう。第21及び第30において同じ。）、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を重要経済安保情報文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。
- 3 情報の保護上、特段の必要がある重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿は、他の重要経済安保情報文書等に係る重要経済安保情報文書等管理簿と分けて作成することができる。

第20 重要経済安保情報文書等の作成

重要経済安保情報文書等を作成するときは、作成する重要経済安保情報文書等の数を当該作成の目的に照らして必要最小限にとどめるものとする。

第21 登録番号の表示

保全責任者は、次に掲げる重要経済安保情報文書等の区分に応じ、当該各事項に定めるところにより、登録番号の表示をするものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等の性質上登録番号の表示が困難であるときは、この限りでない。

- (1) 重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画

重要経済安保情報表示（第6の2の規定による記載をしている場合は当該記載）の傍らの見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により赤色で表示すること。

- (2) 重要経済安保情報である情報を記録する電磁的記録

当該電磁的記録を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、重要経済安保情報表示と共に赤色で認識することができるように表示すること。

第22 交付及び伝達の承認等

- 1 重要経済安保情報文書等を交付し、又は重要経済安保情報を伝達するときは、重要経済安保情報管理者の承認を得るものとする。
- 2 重要経済安保情報文書等を貸与するときは、重要経済安保情報管理者の指示を受け、当該重要経済安保情報文書等の返却の期限を明示するものとする。

第23 運搬の方法

- 1 重要経済安保情報文書等（電磁的記録を除く。）の運搬は、当該重要経済安保情報文書等に記録し、又は化体された重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員の中から保全責任者が指名する職員が携行することにより行うものとする。
- 2 1の規定によることができないとき又は不適当であるときの運搬は、重要経済安保情報管理者の定めるところにより行うものとする。

第24 交付の方法

- 1 重要経済安保情報文書等を交付するときは、重要経済安保情報文書等受領書（別記様式第10号）又は重要経済安保情報文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員（法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第28、第32及び第34の3において同じ。）から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。
- 2 重要経済安保情報文書等の交付は、郵送により行ってはならない。

第25 文書及び図画の封かん等

重要経済安保情報である情報を記録する文書又は図画を運搬し、又は交付するときは、当該文書又は図画を外部から見ることをできないように封筒又は包装を二重にして封かんするものとする。ただし、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員が携行する場合で重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたときは、この限りでない。

第26 物件の包装等

重要経済安保情報である情報を記録し、又は化体する物件を運搬し、又は交付するときは、窃取、破壊、盗見その他の危険を防止するため、当該物件を運搬容器に収納し、かつ、当該運搬容器に施錠することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第27 電気通信による送信

- 1 重要経済安保情報を電気通信により送信するときは、暗号化その他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 重要経済安保情報の電気通信による送信は、電子メールその他のインターネットを通じた方法により行ってはならない。

第28 文書等の接受

封かんされている重要経済安保情報文書等は、名宛人又はその指名した職員でなければ開封してはならない。

第29 伝達の方法

- 1 重要経済安保情報を伝達するときは、その旨を明らかにするとともに、当該重要経済安保情報の内容を筆記することを差し控えるよう求めることその他の重要経済安保情報の保護について注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 重要経済安保情報を電話により伝達するときは、暗号化して伝達するものとする。ただし、真にやむを得ない場合で、重要経済安保情報管理者の許可を受けたときは、この限りでない。
- 3 2のただし書の場合においては、略号を用いることその他の重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 重要経済安保情報を伝達する場合は、盗聴及び盗見の防止に努めるものとする。

第30 重要経済安保情報文書等の保管

- 1 重要経済安保情報文書等は、保全責任者が保管するものとする。
- 2 保全責任者は、重要経済安保情報文書等の適正な管理のため必要と認めるときは、重要経済安保情報文書等の件名、登録番号、保管開始日、保管終了日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等保管管理簿（別記様式第11号）に記載し、又は記録するものとする。

第31 重要経済安保情報文書等の取扱いの記録

保全責任者は、重要経済安保情報文書等の取扱いの経過を明確にするため、重要経済安保情報文書等を取り扱った職員の氏名、年月日その他必要な事項を重要経済安保情報文書等取扱簿（別記様式第12号）に記載し、又は記録することにより保存するものとする。

第32 廃棄

重要経済安保情報文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該重要経済安保情報文書等を復元することができない方法により確実に行うものとする。

第33 緊急事態に際しての廃棄

- 1 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による当該重要経済安保情報文書等の廃棄については、第32の規定は適用しない。
- 2 1に規定する重要経済安保情報文書等の廃棄をする場合は、あらかじめ警察庁長官（以下「長官」という。）の承認を得るものとする。ただし、その手段がない場合又はそのいとまがない場合は、この限りでない。
- 3 2のただし書の場合においては、重要経済安保情報文書等の廃棄後、速やかにその旨を長官に報告するものとする。
- 4 重要経済安保情報管理者は、1に規定する廃棄をした場合には、廃棄した重要経済安保情報文書等の概要、重要経済安保情報の漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、長官に報告するものとする。

第34 定期検査及び臨時検査

- 1 重要経済安保情報管理者は、重要経済安保情報の保護の状況について、検査を毎年度2回以上定期的に実施するものとする。
- 2 重要経済安保情報管理者は、1の検査のほか、必要があると認めるときは、重要経済安保情報の保護の状況を臨時に検査するものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、1及び2の検査をその指名する職員に行わせることができる。
- 4 1及び2の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱に規定された措置が確実に講じられているか否かの確認を中心に行うものとする。
- 5 重要経済安保情報管理者は、1及び2の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。

第35 紛失時等の措置

- 1 職員は、重要経済安保情報文書等の紛失、重要経済安保情報の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めたときは、次に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各事項に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（(2)に定める報告を受けた職員を含む。）

当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者まで報告すること。
 - (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員
当該事故の内容を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。
- 2 重要経済安保情報管理者は、1の報告を受けたときは、速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い、かつ、当該重要経済安保情報を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 重要経済安保情報管理者は、2の規定により調査を実施し、又は措置を講じた場合には、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第36 重要経済安保情報の指定等が法等に従っていないと認めたときの措置

- 1 職員は、重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は茨城県警察文書等取扱いに関する訓令（平成3年茨城県警察本部訓令第12号）第26条の保存簿冊台帳に記載された文書等（同訓令第2条第4号に規定する文書等をいう。）であって、重要経済安保情報を記録するもの（以下「重要経済安保情報行政文書ファイル等」という。）の管理が法、令又は運用基準（以下「法等」という。）に従って行われていないとき、又はそのおそれがあると認めたときは、次に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各事項に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員（(2)に定める報告を受けた職員を含む。）

適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を重要経済安保情報管理者に報告すること。

- (2) 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員以外の職員

重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われておらず、又はそのおそれがある旨を当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員に報告すること。

- 2 1の報告を受けた重要経済安保情報管理者は、速やかに長官に報告するとともに、その事実が重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理に関するものである場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。
- 3 2の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

第37 公益上の必要による重要経済安保情報の提供の手続

- 1 重要経済安保情報管理者は、法第9条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げる場合に該当し、重要経済安保情報の提供を行うとき（当該重要経済安保情報が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合を除く。）は、当該提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認める理由を記載した書面を添えて長官に承認の申請を行うものとする。
- 2 法第9条第2項の規定により重要経済安保情報（同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により提供を受けた重要経済安保情報（同条第2項又は法第10条第6項の規定により法第9条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けたものを含む。）を除く。）を提供する場合における重要経済安保情報文書等の交付について第24の1の規定を適用する場合には、同規定中「職員（法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第28、第32及び第34の3において同じ。）」とあるのは「者」とする。

第38 公益上の必要による重要経済安保情報の提供を受けた者による保護措置

- 1 法第9条第1項第1号（イに係る部分を除く。）の規定により重要経済安保情報の提供を受けた場合（同条第2項及び法第10条第6項の規定により同条第1項第1号（イに係る部分を除く。）に掲げる場合に該当して提供を受けた場合を含む。）は、第4、第6、第7、第9の1、第16、第18、第20、第22から第29まで、第32、第34の2から4まで並びに第35の1及び2に規定する措置を講ずるものとする。この場合において、別表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

1に規定する重要経済安保情報の提供を受けた場合において、職員は、1に規定する措置のほか、次に掲げる区分に応じ、当該各事項に定める措置を講ずるものとする。

(1) 本部長

当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

(2) (1)の規定により指名された者

当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者に対し重要経済安保情報の保護の重要性を理解させること、及び当該提供の目的である業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすること。

第39 適正評価実施責任者

適性評価の実施に関する事務を統括させるため、適性評価実施責任者を置き、警務部長をもって充てる。

第40 適正評価実施担当者

適性評価の実施に必要な事務を行わせるため、適性評価実施担当者を置き、警務部警務課長（第40及び第42において「警務課長」という。）及び警務部警務課（以下「警務課」という。）の職員のうちから適性評価実施責任者が指名する職員（警務課長を除く。）をもって充てる。

第41 適性評価調査実施責任者

適性評価調査（法第15条第2項において準用する法第12条第2項に規定する適性評価調査をいう。以下同じ。）の実施に関する事務を統括させるため、適性評価調査実施責任者を置き、警務部長をもって充てる。

第42 適性評価調査実施担当者

適性評価調査の実施に必要な事務を行わせるため、適性評価調査実施担当者を置き、警務課長及び警務課の職員のうちから適性評価調査実施責任者が指名する職員をもって充てる。

第43 適性評価に関する事務の関与の制限

適性評価実施責任者、適性評価実施担当者、適性評価調査実施責任者及び適性評価調査実施担当者は、自らに対する適性評価又は適性評価調査に関する事務（法第15条第2項において準用する法第12条第6項の規定による質問への回答並びに適性評価又は適性評価調査に必要となる資料の提出及び連絡を除く。）に関与してはならない。

第44 候補者名簿等

- 1 重要経済安保情報管理者が、適性評価を実施するために適性評価実施責任者に提出する名簿（2及び第53において「候補者名簿」という。）の様式は、別記様式第13号のとおりとする。
- 2 適性評価実施責任者が、候補者名簿に記載され、又は記録された者について、本部長から適性評価を実施することの承認を受けたときに行う重要経済安保情報管理者に対する通知は、適性評価に関する通知書（承認の有無）（別記様式第14号）により行うものとする。

第45 内閣総理大臣への適性評価調査を行うこと等の求め

- 1 内閣府の適性評価調査実施責任者（運用基準第4章第2節1(3)の規定により内閣総理大臣に指名された適性評価調査実施責任者をいう。以下同じ。）に対する適性評価調査を行うことの求めは、適性評価調査を行うことの求めについて（別記様式第15号）を警察庁長官官房人事課（2及び第46において「人事課」という。）を通じて内閣府の適性評価調査実施責任者に対して提出する方法により行うものとする。

- 2 内閣府の適性評価調査実施責任者に対する直近他機関適性評価（法第15条第2項において読み替えて準用する法第12条第7項に規定する直近他機関適性評価をいう。）において行われた適性評価調査の結果を通知することの求めは、適性評価調査の結果通知の求めについて（別記様式第16号）を人事課を通じて内閣府の適性評価調査実施責任者に対して提出する方法により行うものとする。

第46 適性評価の結果等の通知

- 1 運用基準第4章第2節3(2)④又は7(2)に規定する重要経済安保情報管理者に対する通知は、適性評価の結果等に関する通知書（別記様式第17号）を交付することにより行うものとする。
- 2 運用基準第4章第2節3(2)④、3(3)、7(3)に規定する内閣府の適性評価調査実施責任者に対する通知は、適性評価の結果等に関する通知書（別記様式第18号）を人事課を通じて提出する方法により行うものとする。

第47 適性が認められた者の名簿の作成

適性評価実施責任者は、適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者について、その氏名、生年月日、勤務先の名称、所属する部署、役職名及び本部長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた旨を通知した日を適性認定者名簿（別記様式第19号）に記載し、又は記録するものとする。

第48 苦情受理窓口

法第15条第2項の規定において準用する法第14条第1項の規定による苦情の申出（第49及び第50において単に「苦情の申出」という。）を受ける窓口は、警務課とする。

第49 苦情処理責任者

苦情の申出を受け、これを誠実に処理するため、苦情処理責任者を置き、警務部長をもって充てる。

第50 苦情処理担当者

苦情処理責任者は、苦情の申出があったときは、苦情処理担当者を置くこととし、警務課の職員のうちから苦情処理責任者が指名する者をもって充てる。

第51 相談等を受ける窓口

適性評価の実施に際して関係する者からの相談等（第52及び第58において「相談等」という。）を受ける窓口は、警務課とする。

第52 相談等処理責任者及び相談等処理担当者

- 1 相談等を受け、これを誠実に処理するため、相談等処理責任者を置き、警務部長をもって充てる。
- 2 相談等処理責任者は、相談等の申出を受けたときは、相談等処理担当者を置くこととし、警務課の職員のうちから相談等処理責任者が指名する者をもって充てる。

第53 適性評価の実施等への協力

重要経済安保情報管理者は、適性評価実施責任者に対し時間的余裕をもって候補者名簿を提出することその他適性評価に関する事務が円滑に行われるために必要な協力を行うものとする。

第54 通報窓口の設置

重要経済安保情報の指定若しくはその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法等に従って行われていないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、警務部監察室とする。

第55 指定前の取扱い

指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの要綱に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

第56 国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認

情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る重要経済安保情報を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、事前に長官の承認を得るものとする。

第57 国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報の取扱い

第56までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である重要経済安保情報については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

第58 補則

この要綱の実施に関し必要な事項の細目は、適性評価の苦情処理に係る事項については苦情処理責任者が、相談等の処理に係る事項については相談等処理責任者が、苦情処理及び相談等の処理を除く適性評価調査に係る事項については適性評価調査実施責任者が、適性評価調査、苦情処理及び相談等の処理を除く適性評価に係る事項については適性評価実施責任者が、通報に係る事項については警務部長が、それ以外の事項については重要経済安保情報管理者が、それぞれ定めることができる。

第59 特例

重要経済安保情報管理者は、その業務の特殊性に鑑み、特に必要があると認めるときは、長官の承認を得て、重要経済安保情報の保護措置を別に定めることができる。

別表（第38関係）

第4の1	法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちからの重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
	その取扱いの業務	当該重要経済安保情報を利用する業務
第4の2	重要経済安保情報管理者	第38の2(1)の規定により本部長が指名する者（以下「公益提供重要経済安保情報管理者」という。）
	1の重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
第6の1	令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措	令第15条第1号に規定する表示

	置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「重要経済安保情報表示」という。）	
	保全責任者	公益提供重要経済安保情報管理者
	行うものとする	行うものとする。ただし、当該重要経済安保情報文書等が刑事事件の捜査に必要な証拠である場合にあっては、当該事件の捜査に支障のない範囲内で行えば足りる
第6の2	重要経済安保情報表示	令第15条第1号に規定する表示
	この限りでない	この限りでなく、また、当該重要経済安保情報文書等が刑事事件の捜査に必要な証拠である場合には、当該事件の捜査に支障のない範囲内で行えば足りる
第6の3、4及び6	重要経済安保情報表示	令第15条第1号に規定する表示
第7の1	令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第2号の通知	令第15条第1号に規定する通知
	茨城県警察本部長（以下「本部長」という。）	公益提供重要経済安保情報管理者
	重要経済安保情報の指定について（別記様式第1号）	重要経済安保情報の指定について（別記様式第1号）に準ずる書面
第9の1	令第12条第1項第3号（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	令第15条第1号の規定による通知
	本部長	公益提供重要経済安保情報管理者
	重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第3号）	重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第3号）に準ずる書面
第16の4	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第18の1	重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第18の2	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第18の3及び4	重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
第22	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第23の1	重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員

	保全責任者	公益提供重要経済安保情報管理者
第23の2	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第24の1	重要経済安保情報文書等受領書（別記様式第10号）又は重要経済安保情報文書等管理簿	重要経済安保情報文書等受領書（別記様式第10号）
	職員（法第11条第1項又は第2項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第28、第32及び第34の3において同じ。）	者
第25	重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第29条の2	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第32	保全責任者	公益提供重要経済安保情報管理者
第34の2	重要経済安保情報管理者は、1の検査のほか	公益提供重要経済安保情報管理者は
	臨時に検査	検査
第34の3	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
	1及び2の検査	2の検査
第34の4	1及び2の検査においては、重要経済安保情報文書等管理簿及び重要経済安保情報文書等保管管理簿の記載及び記録と重要経済安保情報文書等の保管の状況の照合のほか、この要綱	2の検査においては、この要綱（第38の1前段の規定及び第38の2の規定に限る。）
第35の1	重要経済安保情報の取扱いの業務を行う職員	重要経済安保情報を利用し、又は知る職員
	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
第35の2	重要経済安保情報管理者	公益提供重要経済安保情報管理者
	速やかに長官に報告するとともに、その調査を行い	調査を行い
	講ずるものとする	講じ、速やかに、当該調査の結果及び当該措置の内容を当該重要経済安保情報の提供を行った行政機関の長、本部長又は適合事業者に報告するものとする

重要経済安保情報の指定について（別記様式第1号）

重要経済安保情報の指定について（別記様式第2号）

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第3号）

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について（別記様式第4号）
重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（別記様式第5号）
重要経済安保情報の指定の有効期間満了について（別記様式第6号）
重要経済安保情報の指定の解除について（別記様式第7号）
重要経済安保情報の指定の解除について（別記様式第8号）
重要経済安保情報文書等管理簿（別記様式第9号）
重要経済安保情報文書等受領書（別記様式第10号）
重要経済安保情報文書等保管管理簿（別記様式第11号）
重要経済安保情報文書等取扱簿（別記様式第12号）
候補者名簿（別記様式第13号）
適性評価に関する通知書（承認の有無）（別記様式第14号）
適性評価調査を行うことの求めについて（別記様式第15号）
適性評価調査の結果通知の求めについて（別記様式第16号）
適性評価の結果等に関する通知書（別記様式第17号）
別表（別記様式第17号）
適性評価の結果等に関する通知書（別記様式第18号）
別表（別記様式第18号）
適性認定者名簿（別記様式第19号）

殿

茨城県警察本部長

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定がされた年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

発第 号

年 月 日

殿

警 備 部 長

重要経済安保情報の指定について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報が指定されたので、周知する。

記

1 指定の整理番号

2 指定がされた年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

4 当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

5 指定の有効期間等

(1) 指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

殿

茨城県警察本部長

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間が延長された年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要
- 4 当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する重要経済安保情報管理者の官職
- 5 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

発第 号

年 月 日

殿

警 備 部 長

重要経済安保情報の指定の有効期間延長について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が延長されたので、周知する。

記

1 指定の整理番号

2 指定の有効期間が延長された年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

4 延長後の指定の有効期間等

(1) 延長後の指定の有効期間

(2) 当該有効期間が満了する年月日

発第 号

年 月 日

殿

茨城県警察本部長

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、
通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

発第 号

年 月 日

殿

警 備 部 長

重要経済安保情報の指定の有効期間満了について

標記について、下記のとおり、重要経済安保情報の指定の有効期間が満了したので、周知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定の有効期間の満了年月日
- 3 指定に係る重要経済安保情報の概要

殿

茨城県警察本部長

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、通知する。

記

1 指定の整理番号

2 指定が解除された年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（※）一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除された情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除された情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

発第 号

年 月 日

殿

警 備 部 長

重要経済安保情報の指定の解除について

標記について、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、重要経済安保情報の指定が解除されたので、周知する。

記

1 指定の整理番号

2 指定が解除された年月日

3 指定に係る重要経済安保情報の概要

（※）一部解除された場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る重要経済安保情報の概要」を「3 一部解除された情報」とし、必要に応じ、「3 一部解除された情報」の次に「4 一部解除後の指定に係る重要経済安保情報の概要」を記載。

重要経済安保情報文書等管理簿

登録番号		文書等の件名 (文書番号・媒体)		交付元		保存期間	
文書等の作成又は受領 年月日		作成又は 受領の別 指定の整理番号		指定年月日		有効期間満了年月日	
記録された 重要経済安保情報							
一連 番号	年月日	交付先	受領者役職・氏名	年月日	返却者役職・氏名	備考	
重要経済安保情報文書 等としての管理が不要 となった年月日		管理が不要となった理由		廃棄した場合には その方法			

別記様式第10号（第24関係）

重要経済安保情報文書等受領書

登録番号	
件 名	
交付機関名	
交 付 者	

上記の☐文書☐物件を受領しました(該当する☐に印を付ける。)

年 月 日

受領機関名	
受領者氏名	

別記様式第11号 (第30関係)

重要經濟安保情報文書等保管管理簿

作成所属:

[illegible]

別記様式第12号 (第31関係)

重要經濟安保情報文書等取扱簿

[illegible]

作成日： 年 月 日

※1 法第12条第7項の該当の有無については、○か×を記載
※2 承認の有無欄は警務課において記載し、承認が得られた者に○を、得られなかった者に×を、それぞれ記載する。

年 月 日

警 備 部 長 殿

警 務 部 長

適性評価に関する通知書（承認の有無）

令和 年 月 日付け候補者名簿に登録されている者に関し、適性評価を実施することについての警察本部長の承認の有無は下記のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節2（2）の規定により通知する。

記

年 月 日

内閣府適性評価調査実施責任者 殿

（警察庁長官官房人事課経由）

茨城県警察警務部長

適性評価調査を行うことの求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第15条第2項の規定により読み替えて適用される第12条第4項の規定に基づき、下記資料を添えて適性評価調査を行うことを求めます。

記

- 評価対象者の連絡先
- 候補者名簿の写し
- 担当者名及び連絡先
- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに」適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2－1「適性評価の実施についての同意書」及び別添2－2「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の写し

年 月 日

内閣府適性評価調査実施責任者 殿

（警察庁長官官房人事課経由）

茨城県警察警務部長

適性評価調査の結果通知の求めについて

適性評価を実施する上で必要があるため、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第7項の規定に基づき、下記資料を添えて直近他機関適性評価における適性評価調査の結果を通知するよう求める。

記

- 評価対象者の「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）別添2－3「適性評価の実施についての同意書（第12条第7項）」の写し
- 候補者名簿の写し

年 月 日

警 備 部 長 殿

警 務 部 長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節3(2)④及び7(2)の規定により通知する。

別表

作成日： 年 月 日

[illegible]

備考 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合は「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護法第15条第2項において準用する第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と、それぞれ記載する。

年 月 日

内閣府適性評価調査実施責任者 殿

（警察庁長官官房人事課経由）

茨城県警察警務部長

適性評価の結果等に関する通知書

適性評価の結果等については別表のとおりであるので、「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準」（令和7年1月31日閣議決定）第4章第2節3(2)④及び7(3)の規定により通知する。

別 表

作成日： 年 月 日

[illegible]

備考 結果欄には、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた場合は「適性あり」と、当該おそれがないと認められなかった場合は「適性なし」と、重要経済安保情報保護法第15条第2項において準用する第12条第3項の同意が得られなかったため適性評価が実施されなかった場合は「実施せず」と、同意が取り下げられたため適性評価の手続を中止した場合は「中止」と、それぞれ記載する。

適性認定者名簿

作成日： 年 月 日

[illegible]